



山形県公報

令和3年2月1日(月)

号 外(7)

目 次

規 則

○山形県財務規則等の一部を改正する規則……………(人 事 課) … 1

訓 令

○山形県事務代決及び専決事務に関する規程等の一部を改正する訓令……………(同) … 3

告 示

○平成13年5月県告示第362号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正……………(学事文書課) … 6

人事委員会関係

規 則

○山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則……………同

規 則

山形県財務規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第2号

山形県財務規則等の一部を改正する規則

(山形県財務規則の一部改正)

第1条 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号、第6条第1項及び別表第1第2項組織の区分の欄中「医療政策課」を「医療政策課、新型コロナウイルスワクチン接種総合企画課」に改める。

(山形県行政組織規則の一部改正)

第2条 山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表中

医療政策課	医療企画担当、地域医療対策担当	を
医療政策課	医療企画担当、地域医療対策担当	に改め、同条第2項の表中
新型コロナウイルスワクチン接種総合企画課	ワクチン接種担当、新型コロナウイルス対策担当、感染症対策担当、薬務担当	
健康福祉企画課	薬務・感染症対策室	を
医療政策課	地域医療支援室	

「医療政策課 地域医療支援室」に改める。

第16条第1項第1号中へからカまでを削り、ヨをへとし、タからツまでをトからヌまでとし、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 新型コロナワクチン接種総合企画課

- イ 新型コロナウイルス感染症その他の感染症に関すること
- ロ 公害に係る健康の調査及び対策に関すること
- ハ 原子爆弾被爆者に対する援護に関すること
- ニ 薬事に関すること（動物用医薬品に関するものを除く。）
- ホ 薬剤師に関すること
- へ 血液製剤の需給対策及び採血業に関すること
- ト 毒物及び劇物の取締りに関すること
- チ 麻薬、向精神薬、あへん、大麻及び覚醒剤の取締りに関すること
- リ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること

第16条第2項中「健康福祉企画課の分掌事務のうち前項第1号ホからワまでに掲げる事務は薬務・感染症対策室で、」を削り、同項中「同項第2号ロ」を「前項第2号ロ」に、「地域医療支援室」を「、地域医療支援室」に改める。

第199条の表中

山形県薬事審議会	薬事衛生の啓発指導、医薬品等の取扱いの適正化、医薬品等の生産振興、医薬品等の円滑な流通その他薬事に関する重要事項について知事の諮問に応じ、調査審議すること	
山形県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の8第4項の規定による措置入院者の入院継続の適否の審査に関すること	
山形県献血推進協議会	知事の諮問に応じ、献血推進対策に関する重要事項を調査審議すること	
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構評価委員会	地方独立行政法人法第11条第2項の規定による地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の業務の実績に関する評価等に関すること	医療政策課
山形県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第25条第1項の規定による准看護師試験の実施に関すること	

を

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構評価委員会	地方独立行政法人法第11条第2項の規定による地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の業務の実績に関する評価等に関すること	医療政策課
山形県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第25条第1項の規定による准看護師試験の実施に関すること	
山形県薬事審議会	薬事衛生の啓発指導、医薬品等の取扱いの適正化、医薬品等の生産振興、医薬品等の円滑な流通その他薬事に関する重要事項について知事の諮問に応じ、調査審議すること	新型コロナワクチン接種総合企画課
山形県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の8第4項の規定による措置入院者の入院継続の適否の審査に関すること	
山形県献血推進協議会	知事の諮問に応じ、献血推進対策に関する重要事項を調査審議すること	

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第1号

庁 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年2月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県事務代決及び専決事務に関する規程等の一部を改正する訓令

（山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部改正）

第1条 山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第5項の表中「地域福祉推進課」を「新型コロナワクチン接種総合企画課、地域福祉推進課」に改める。

別表第2 健康福祉部の項中

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること。	1	第31条第2項の規定による指示に関すること。	
	2	第32条第2項の規定による建物の封鎖等の措置に関すること。	
	3	第38条第2項の規定による感染症指定医療機関の指定に関すること。	
	4	第50条第1項の規定による第31条及び第32条に規定する措置の全部又は一部の実施に関すること。	
医学に関すること。	1	医学の研究に関すること。	

を

	医学に関する こと。		1 医学の研 究に関する こと。	
新 型 コ ロ ナ ワ ク チ ン 接 種 総 合 企 画 課	感染症の予防 及び感染症の 患者に対する 医療に関する 法律に関する こと。		1 第31条第 2項の規定 による指示 に関するこ と。	
			2 第32条第 2項の規定 による建物 の封鎖等の 措置に関す ること。	
			3 第38条第 2項の規定 による感染 症指定医療 機関の指定 に関するこ と。	
			4 第50条第 1項の規定 による第31 条及び第32 条に規定す る措置の全 部又は一部 の実施に関 すること。	

に改める。

(山形県職員被服貸与規程の一部改正)

第2条 山形県職員被服貸与規程（昭和38年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表中

「健康福祉企画課」を「新型コロナウイルスワクチン接種総合企画課」に改める。

(山形県職員の人事に関する手続規程の一部改正)

第3条 山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

別表第3第1項の表中

「健康福祉部健康福祉企画課」を「健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種総合企画課」に改める。

(山形県公文書管理規程の一部改正)

第4条 山形県公文書管理規程（令和2年3月県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中

「 | 医療政策課 | 医政 | を

「 | 医療政策課 | 医政 | に改める。

「 | 新型コロナワクチン接種総合企画課 | 新コロ |

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第76号

平成13年5月県告示第362号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。

令和3年2月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

健康福祉部健康福祉企画課

を

健康福祉部新型コロナワクチン接種総合企画課

に改める。

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月1日

山形県人事委員会

委員長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

別表第9中

6 健康福祉部健康福祉企画課

を

6 健康福祉部新型コロナワクチン接種総合企画課

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。